

# 次期総合計画策定方針

平成30年4月

相 模 原 市

# 目 次

1	策定の背景	1
2	策定に当たっての基本姿勢	2
(1)	多様な市民参加機会の創出	2
(2)	市民に分かりやすい計画づくり	2
(3)	本市の強みを生かした計画づくり	2
(4)	持続可能な都市経営	2
3	計画の枠組み	3
(1)	計画の構成	3
(2)	各計画の基本的構成及び期間	3
4	策定プロセス	4
(1)	総合計画審議会及び区民会議	4
(2)	市民参加	4
(3)	庁内検討組織	4
5	進行管理	5
(1)	成果指標	5
(2)	進行管理	5
6	策定スケジュール	5
(1)	平成30年度	5
(2)	平成31年度	5

## 1 策定の背景

本市は、平成22年3月に旧津久井4町との合併や政令指定都市移行を踏まえた「新・相模原市総合計画(以下「現総合計画」という。)」を策定し、「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」を都市像に掲げ、その実現に向けて施策の推進を着実に図ってきた。

この間、わが国においては、高齢化の急速な進行等による社会保障費の増大や頻発する大規模自然災害、人口減少に立ち向かう地方創生の取組など、社会経済情勢に大きな変化が生じている。

また、本市においては、圏央道の開通や相模総合補給廠の一部返還の実現、橋本駅周辺へのリニア中央新幹線神奈川駅設置の決定など、更なる飛躍を遂げるための環境が整った一方で、少子高齢化の進行などによる義務的経費の増大や人口急増期に整備した様々な公共施設の老朽化対策など、多くの課題に直面している。

こうした状況の変化を踏まえ、本格的な人口減少を迎える本市が、引き続き成長と成熟の調和を図りながら、首都圏南西部の広域交流拠点都市として人や企業に選ばれ、全ての市民が安全で安心して暮らせる社会を実現するため、計画的なまちづくりを進める指針となる「次期総合計画」を策定する。

市民：市内居住者、市内在勤・在学者、地域・市民活動団体、大学、企業など市内で活動するもの

(参考) 本市総合計画の策定経過

名 称	基本構想 (目標年次)	基本計画
相模原市総合計画	S43年策定 (S60年)	S43年～S50年
相模原市総合計画	S47年議決 (S60年)	S49年～S55年
相模原市総合計画 ～新さがみはら基本計画～ S47議決の基本構想を踏襲し、基本計画を改定		S55年～S60年
第3次相模原市総合計画 ～21世紀をめざすさがみはらプラン～	S59年議決 (21世紀を展望)	S61年～S75年 (H12年)
相模原市21世紀総合計画 ～新世紀さがみはらプラン～	H10年議決 (21世紀初頭)	H11年～H22年
新・相模原市総合計画	H20年議決 (概ね20年後)	H22年～H31年

## 2 策定に当たっての基本姿勢

次期総合計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や将来の人口動向等を踏まえ、次の基本姿勢で策定に取り組む。

### (1) 多様な市民参加機会の創出

市民と行政の協働による計画づくりが進められるよう、多様な市民参加の機会を設け、市民意見の反映に努める。

### (2) 市民に分かりやすい計画づくり

施策の達成状況を把握する指標や計画の構成などについては、市民の視点に立った分かりやすいものとするよう努める。

### (3) 本市の強みを生かした計画づくり

都市機能と豊かな自然を兼ね備えた本市の特性や、首都圏南西部の広域交流拠点の形成による更なる成長に向けた可能性など、本市の強みを生かした施策の展開が図れるような計画づくりに努める。

### (4) 持続可能な都市経営

社会保障費の増大や公共施設の老朽化への対応など、財政需要が増大する中においても効率的な行財政運営や財政基盤の強化を図るなど、将来にわたり持続可能な都市経営につながる計画づくりに努める。

### 3 計画の枠組み

#### (1) 計画の構成

次期総合計画は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、現総合計画と同様、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成とする。

#### (2) 各計画の基本的構成及び期間

##### 【基本構想】

概ね20年後を目標とした、まちづくりの基本理念や都市像、それを実現するための政策の基本方向を定める。

##### 【基本計画】

基本構想を実現するための施策の方向性や主な事業を定める。

また、区の特徴を踏まえたまちづくりの基本的な方向を示す区別基本計画を定める。

計画期間は、平成32年度から平成39年度までの8年間とする。

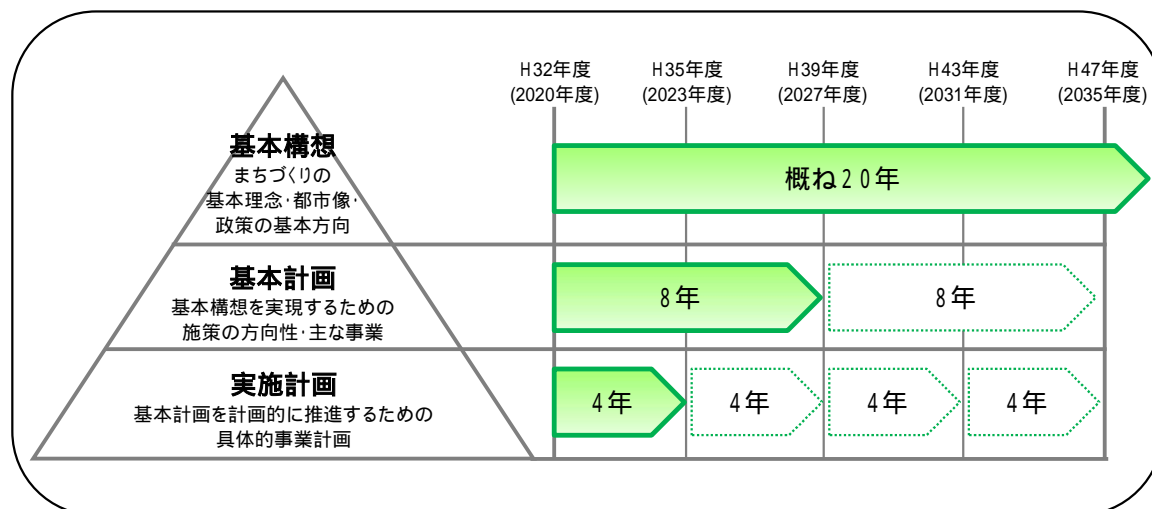
##### 【実施計画】

基本計画を計画的に推進するための具体的な事業計画を定める。

計画期間は、平成32年度から平成35年度までの4年間とする。

事業の実施に当たっては、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて事業を見直すことで、計画の着実な推進と適時性の確保を図る。

#### 各計画の構成と期間



## 4 策定プロセス

策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、総合計画審議会及び区民会議に諮問するとともに、多様な市民参加の機会を通じて市民の意見を幅広く伺いながら進める。

また、庁内に設置した総合計画策定会議において検討を進める。

### (1) 総合計画審議会及び区民会議

基本構想及び基本計画については、市議会の議員、市の公共的団体等の役員、学識経験者など30人以内で構成する総合計画審議会に諮問を行い、検討を進める。

また、区別基本計画については、まちづくり会議や公益的活動団体から推薦された者、学識経験者など25人以内で構成する各区の区民会議に諮問を行い、検討を進める。

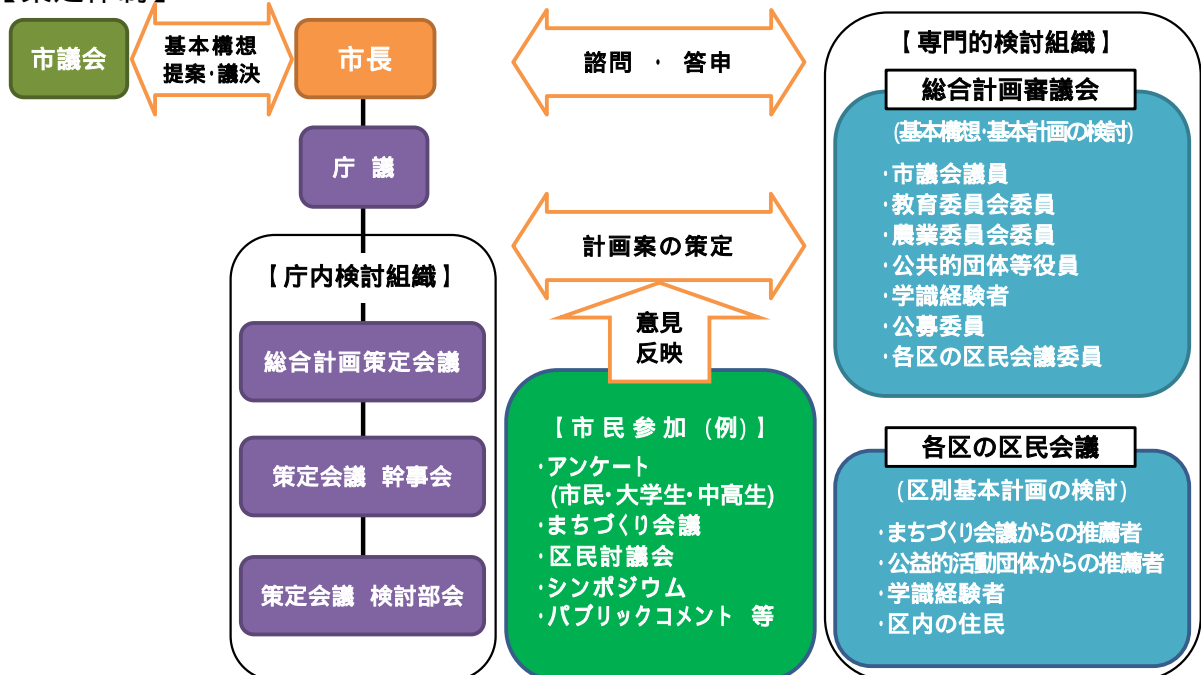
### (2) 市民参加

これまで以上に多様な市民参加の機会を確保することで、幅広く市民の意見を聴取し、計画に反映する。

### (3) 庁内検討組織

既に設置した総合計画策定会議により、全庁的な体制の下で広範な検討を行う。

#### 【策定体制】



## 5 進行管理

現総合計画と同様、次期総合計画に成果指標を設定するとともに、総合計画審議会による進行管理を行う。

### (1) 成果指標

市民が計画の実施目的・達成度を把握するため、施策の達成状況や市民の評価等を把握できる数値を成果指標として設定する。

### (2) 進行管理

計画の着実な推進と適時性の確保を図るため、総合計画審議会において施策を評価し、それを踏まえて改善に取り組むことで、適切なPDCAサイクルを実施する。また、その結果を市民に公表することで、市政運営の透明化を図る。

## 6 策定スケジュール

### (1) 平成30年度

基本構想・基本計画の検討

### (2) 平成31年度

基本構想の決定（議決）、基本計画・実施計画の策定

